

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○貿易保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三二一)

○貿易保険法施行令の一部を改正する政令(三二二)

○次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(三二三)

○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(三二四)

〔省 令〕

○電波法施行規則等の一部を改正する省令(総務七四)

○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(厚生労働一〇八)

〔告 示〕

○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件の一部を改正する件(総務三六六)

○登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件(同三二七)

○登録検査等事業者等規則第二十條及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件(同三二八)

○電波法施行規則第十五条の二第二項第一号及び第三号の規定に基づき、同項第一号及び第三号の無線局に使用させる電波の周波数を定める件(同三二九)

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があつたので公表する件(同三三〇)

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があつたので公表する件(同三三一)

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があつたので公表する件(同三三二)

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があつたので公表する件(同三三三)

〔公 告〕

諸 事 項

裁判所

破産、免責関係

特殊法人等

独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、型式適合認定、厚生年金基金清算終了・清算人退任関係

地方公共団体

公債抽せん(東京都区)、行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので公表する件(同三三四)

○医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法を定める件(厚生労働三六二)

○租税特別措置法施行規則第二十三条の十二の二第三項、第二十三条の十二の三第一項及び第二十三条の十二の五第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類(同三六三)

本号で公布された
法令のあらまし

◇貿易保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第三二一号)(経済産業省)
貿易保険法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第一九号)の施行期日は、平成二十六年一月一日とすることとした。

◇貿易保険法施行令の一部を改正する政令(政令第三二二号)(経済産業省)

1 用語の定義
この政令において、「輸出契約」等とは、それぞれ貿易保険法(昭和二十五年法律第六七号)に規定する輸出契約等とすることとした(第一条関係)

2 輸出契約等の定義
普通貿易保険等の対象となる輸出契約等において定められていることが必要な事項を定めることとした(第一条の二関係)

3 独立行政法人日本貿易保険が本邦法人を相手方として再保険を引き受ける保険
独立行政法人日本貿易保険が本邦法人を相手方として再保険を引き受ける保険は、輸出者が外国において実施される為替取引の制限又は禁止等によって貨物を輸出することができなくなったことにより受ける損失等を保険契約で定める一定額を限度として填補する保険等とすることとした(第一条の三関係)

4 普通貿易保険
普通貿易保険の対象は、輸出者等が保険契約の締結後生じた外国における戦争、革命又は内乱により輸出貨物等の保管又は維持に要する費用等を新たに負担すべきこととなつたことにより受ける損失とすることとした(第一九条関係)

5 出資外国法人等貿易保険
(一) 出資外国法人等が貨物を販売等した場合に外国において実施される為替取引の制限又は禁止等によつて当該貨物の代金等を回収することができないことにより受ける損失に係る出資外国法人等貿易保険の対象となる貨物は、設備(航空機及び船舶を含む)並びに石油、可燃性天然ガス、石炭及び金属鉱物とすることとした(第二〇条関係)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年九月二十五日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

政令第三百十四号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六條、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）第二十一條の七第一項において準用する同法第三條第九項及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第七條第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（医療法施行令の一部改正）

第一条 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「並びに第十四條の二第二項第一号」を、「第十四條の二第二項第一号」に改め、「第二号」の下に「並びに第三十條の十二」を加え、「適用しない」を「適用しない」に改め、同条に次の一項を加える。

3 皇室用財産である病院又は診療所については、法第三十條の十二の規定は、適用しない。

第五條の二第二項中「同條第二項第十一号」を「同條第二項第十二号」に改める。

第五條の十二及び第五條の十五中「第五十七條第四項」を「第五十七條第五項」に改める。

（外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第二条 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百六十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律施行令

第一条中「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律」を「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律」に改める。

第二条中「第三條第八項」を「第三條第九項（法第二十一條の七第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第三条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二百八十七号中「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律」を「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第四条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十三條第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）の規定による外国看護師等（外国において救急救命士に相当する資格を有する者に限る。）の臨床修練に関すること。

第三十五條第三号を次のように改める。

三 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律の規定による外国医師及び外国看護師等（外国において診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士又は言語聴覚士に相当する資格を有する者に限る。）の臨床修練並びに外国医師の臨床教授等に関すること。

第三十六條第三号を次のように改める。

三 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律の規定による外国歯科医師及び外国看護師等（外国において歯科衛生士又は歯科技工士に相当する資格を有する者に限る。）の臨床修練並びに外国歯科医師の臨床教授等に関すること。

第三十七條第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律の規定による外国看護師等（外国において助産師又は看護師に相当する資格を有する者に限る。）の臨床修練に関すること。

附 則

この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 塩崎 恭久

○厚生労働省令第百八号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十六年九月二十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（医療法施行規則の一部改正）

第一条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中 第一章 医療に関する選択の支援等（第一条―第一条の十）を第二章の二に、第二章 医療の安全の確保（第一条―第一条の十三）を第三章の三に、第三章 病院、診療所及び助産所の開設（第一条―第十四―第七條）を第四章の四に、第四章の二 医療計画（第三十

則（第一条）

医療に関する選択の支援等（第一条の二―第一条の十）に、第四章の二 医療計画（第三十

条の二十八―第三十條の三十三）を「第四章の二 基本方針（第三十條の二十七の二）
第四十條の二の二 医療計画（第三十條の二十八―第三十條の
第四十條の二の三） 地域における病床の機能の分化及び連携の

推進（第三十條の三十三の二―第三十條の三十三の七）」
に、「第三十條の三十三の二」を「第三十

條の三十三の八―第三十條の三十三の十」に改める。

第一条中「医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）を「法」に改め、同条
を第一章の二とする。

第一章の三を第一章の四とし、第一章の二を第一章の三とし、第一章を第一章の二とし、同章の
前に次の一章を加える。

第一章 総則

第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第一条の二第二項の厚生労働
省令で定める場所は、次のとおりとする。

一 老人福祉法（昭和三十三年法律第三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム

二 老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム

三 老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム

四 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム

五 前各号に掲げる場所のほか、医療を受ける者が療養生活をおくることができる場所であつて、
法第一条の二第二項に規定する医療提供施設以外の場所

第九条の二第二項第六号ハを削る。

第三十條の三十三の二第二項中「第三十條の十二第一項第八号」を「第三十條の十七第一項第八
号」に改め、同条第二項中「第三十條の十二第二項」を「第三十條の十七第一項」に改め、昭和六
十年法律第八十八号の下に「次条において「労働者派遣法」という。」を加え、同条第三項中「第
三十條の十二第二項」を「第三十條の十七第一項」に改め、第四章の三中同条を第三十條の三十三
の九とし、同条の前に次の一条を加える。

第三十條の三十三の八 法第三十條の十五第二項の厚生労働省令で定める者は、同条第一項各号に
掲げる事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事が認めた者とする。

第四章の二を第四章の三とし、同章の次に次の一章を加える。

第四章の三 地域における病床の機能の分化及び連携の推進

（病床の機能の区分）

第三十條の三十三の二 法第三十條の十二第一項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げ
るとおりとし、その定義は当該各号に定めるとおりとする。

一 高度急性期機能 急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、診療密度の
特に高い医療を提供するもの

二 急性期機能 急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、医療を提供する
もの（前号に該当するものを除く。）

三 回復期機能 急性期を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた医療又はリハビリテーションの
提供を行うもの（急性期を経過した脳血管疾患、大腸骨頭部骨折その他の疾患の患者に対し、
ADL（日常生活における基本的動作を行う能力をいう。）の向上及び在宅復帰を目的としたリ
ハビリテーションの提供を集中的に行うものを含む。）

四 慢性期機能 長期にわたり療養が必要な患者（長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重
度の意識障害者を含む）、筋ジストロフィー患者、難病患者その他の疾患の患者を含む。）を入
院させるもの

（法第三十條の十二第一項第一号の厚生労働省令で定める日）

第三十條の三十三の三 法第三十條の十二第一項第一号の厚生労働省令で定める日は、同項の規定
による報告（第三十條の三十三の六において「病床機能報告」という。）を行う日の属する年の七
月一日とする。

(法第三十条の十二第二項第二号の厚生労働省令で定める期間)
第三十条の三十三の四 法第三十条の十二第二項第二号の厚生労働省令で定める期間は、六年間とする。

(法第三十条の十二第二項第四号の厚生労働省令で定める報告事項)
第三十条の三十三の五 法第三十条の十二第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、構造設備及び人員の配置その他必要な事項とする。

(報告方法)

第三十条の三十三の六 病床機能報告は、厚生労働大臣が定めるところにより、次に掲げる方法より、一年に一回、十月一日から同月三十一日までに行うものとする。

一 ファイル等に記録する方法

二 レセプト情報による方法

2 前項第一号の「ファイル等に記録する方法」とは、厚生労働大臣の委託を受けて病床機能報告の内容その他の必要な情報について管理及び集計を行う者（以下この項及び次項において「受託者」という。）を経由する方法（この場合における受託者への報告は、次のイからハまでに掲げる方法により行うものとする。）をいう。

イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

ハ 書面を交付する方法

3 第一項第二号の「レセプト情報による方法」とは、受託者を経由する方法（この場合における受託者への報告は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第五条第一項に規定するレセプトコンピュータに記録されている情報について、同令第一条第一項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百九号）第五条第三項の規定による方法を活用して行われるものとする。）をいう。

(報告事項の変更)

第三十条の三十三の七 法第三十条の十二第二項の厚生労働省令で定めるときは、同条第一項に規定する病床機能報告対象病院等の管理者が、地域における医療の需要の実情その他の実情を踏まえ、同項の規定により報告した基準日後病床機能と異なる病床の機能区分に係る医療の提供が必要と判断したときとする。

2 法第三十条の十二第二項の規定による報告は、前条第一項の規定により厚生労働大臣が定める方法により行うものとする。

4 第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 基本方針

(厚生労働大臣による情報提供の求め)

第三十条の二十七の二 厚生労働大臣は、法第三十条の三の二の規定により、法第三十条の十二第二項に規定する病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、第三十条の三十三の六第二項に規定する受託者（以下この条において「受託者」という。）を経由して、同項に規定するファイル等に記録する方法又は同条第三項に規定するレセプト情報による方法により受託者に報告された情報の提供を求めるものとする。

第三十条の二十八の二 第三十条の四第二項第十号を「第三十条の四第二項第十一号」に改める。

第三十条の二十九第一号中「第三十条の四第二項第九号」を「第三十条の四第二項第十号」に改め、同条第二号中「第三十条の四第二項第十号」を「第三十条の四第二項第十一号」に改める。

第三十条の三十中「第三十条の四第二項第十一号」を「第三十条の四第二項第十二号」に改める。

第四章の三に次の一条を加える。

第三十条の三十三の十 法第三十条の十九第三項の厚生労働省令で定める者は、同項に規定する地域医療支援事務を適切、公正かつ中立的に実施できる者として都道府県知事が認めた者とする。ただし、医師についての職業紹介事業の事務を委託する場合には職業安定法（昭和二十二年

法律第四十一号）第三十条第一項又は第三十三条第一項の許可を受けて職業紹介事業を行う者に限り、医業についての労働者派遣事業の事務を委託する場合には労働者派遣法第五条第一項の許可を受け、又は同法第十六条第一項の規定により届出書を提出して労働者派遣事業を行う者に限る。

第三十五条第一項中「第五十七条第四項」を「第五十七条第五項」に改め、同条第二項中「又は寄附行為」を削る。

附則第五十一条中「昭和三十八年法律第三百三十三号」を削る。

附則に次の五条を加える。

(移行計画の認定)

第五十六条 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）以下「平成十八年改正法」という。）附則第十條の三第一項の規定により移行計画（同項に規定する移行計画をいう。以下同じ。）が適当である旨の認定を受けようとする経過措置医療法人（平成十八年改正法附則第十條の二に規定する経過措置医療法人をいう。）は、附則様式第一による移行計画認定申請書に移行計画を添付して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 移行計画は、附則様式第二によるものとする。

3 平成十八年改正法附則第十條の三第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 合併の見込み

二 出資者による持分の放棄又は払戻しの見込み

三 平成十八年改正法附則第十條の七の資金の融通のあつせんを受ける見込み

(移行計画に添付する書類)

第五十七条 平成十八年改正法附則第十條の三第三項第一号に掲げる定款には、同条第一項の認定を受ける旨を記載しなければならない。

2 平成十八年改正法附則第十條の三第三項第二号に規定する出資者名簿は、附則様式第三によるものとする。

3 平成十八年改正法附則第十條の三第三項第三号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 社員総会の議事録

二 直近の三会計年度（法第五十三条に規定する会計年度をいう。）に係る貸借対照表及び損益計算書

(移行計画の変更)

第五十八条 平成十八年改正法附則第十條の四第一項の規定により移行計画の変更の認定を受けようとする認定医療法人（同項に規定する認定医療法人をいう。以下同じ。）は、附則様式第四による移行計画変更認定申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の移行計画変更認定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更後の移行計画

二 変更前の移行計画の写し

三 平成十八年改正法附則第十條の三第一項の認定を受けたことを証明する書類の写し

四 社員総会の議事録

五 その他参考となる書類

3 移行計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、平成十八年改正法附則第十條の四第一項の変更の認定を要しないものとする。

(移行計画の認定の取消し)

第五十九条 平成十八年改正法附則第十條の四第二項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 平成十八年改正法附則第十條の三第一項の認定を受けた日から三ヶ月以内に、当該認定を受けた旨の定款の変更について、法第五十条第一項の認可を受けなかったとき。

- 二 認定医療法人が合併以外の理由により解散したとき。
- 三 認定医療法人が合併により消滅したとき。
- 四 認定医療法人が不正の手段により移行計画の認定を受けたことが判明したとき。
- 五 認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の四第一項の規定に違反したとき。
- 六 認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(厚生労働大臣への報告)

第六十条 平成十八年改正法附則第十条の八の報告をしようとする認定医療法人は、次の各号に掲げる期間に係る附則様式第五による実施状況報告書を、当該各号に定める日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定（以下この号及び次号において「認定」という。）を受けた日から同日以後一年を経過する日までの期間 認定を受けた日から起算して一年三月を経過する日
- 二 認定を受けた日から以後一年を経過する日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 認定を受けた日から起算して二年三月を経過する日

2 前項に定める場合のほか、認定医療法人は、平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けた旨又は新医療法人（平成十八年改正法附則第十条の二に規定する新医療法人をいう。）へ移行する旨の定款の変更について、法第五十条第一項の認可を受けた場合にあつては、当該認可を受けた日から三月を経過する日までに、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、認定医療法人は、附則様式第五による実施状況報告書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

- 一 変更後の定款及び当該変更に係る新旧対照表
- 二 定款変更の認可書の写し
- 三 社員総会の議事録

3 前二項のほか、認定医療法人は、出資者による持分の放棄その他の処分があつた場合にあつては、当該処分があつた日から三月を経過する日までに、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、認定医療法人は、附則様式第五による実施状況報告書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

- 一 出資者名簿
- 二 附則様式第六による出資持分の状況報告書
- 三 その他持分の処分の詳細を明らかにする書類
- 4 前項の場合において、出資者による持分の放棄があつたときは、認定医療法人は、前項各号の書類に加えて、附則様式第七による出資持分の放棄申出書も添付しなければならない。

附則様式第一（附則第56条第1項関係）

移行計画認定申請書

厚生労働大臣 殿

年 月 日

法人所在地
法人名
代表者の氏名
印
良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の3第1項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

- 1 法人の設立年月日
年 月 日
- 2 法人が開設する病院・診療所・介護老人保健施設等

医療機関等の名称	所在地

3 現在の法人類型

- () イ 出資額限度法人
- () ロ 出資額限度法人以外の医療法人

附則様式第二（附則第56条第2項関係）

移行計画

年 月 日

法人所在地
法人名
代表者の氏名
印

1 移行しようとする法人類型

- () イ 社会医療法人
- () ロ 特定医療法人
- () ハ 基金拠出型医療法人
- () ニ イからハまでに掲げる医療法人以外の医療法人

2 移行に向けた取組の内容

3 移行に向けた換割の体制

4 出資持分の放棄又は払戻の見込み

出資者数	人	持分放棄の見込み	人（全部放棄）	一部放棄	人
持分払戻の見込み	人（全部払戻）	人、一部払戻	人		
持分払戻見込み額		円			

基金拠出型医療法人へ移行する場合	基金拠出予定者数	人	基金拠出予定総額	円

※1）持分の一部を放棄し、一部を払戻する出資者については、「持分放棄の見込み」及び「持分払戻の見込み」の「一部払戻」の欄に、それぞれ記載すること。

5 移行の期限

年 月 日まで

6 融資制度利用の見込み

利用の見込み () 有・() 無
融資申請予定額: 円

7 合併の見込み

合併の見込み () 有・() 無
合併の方式 () 吸収合併・() 新設合併
吸収合併の場合の法人の状況 () 存続・() 消滅
合併の相手方 法人所在地
法人名
代表者の氏名
合併の時期 年 月 頃

附則様式第 3 (附則第57条第 2 項関係)

出 資 者 名 簿
代表者の氏名:

年 月 日現在

No.	出資者の氏名又は名称	住 所	出資年月日	出資金額	持分放棄の見込み
1			年 月 日	円	有・無
2			年 月 日	円	有・無
3			年 月 日	円	有・無
4			年 月 日	円	有・無
5			年 月 日	円	有・無
6			年 月 日	円	有・無
7			年 月 日	円	有・無
8			年 月 日	円	有・無
9			年 月 日	円	有・無
10			年 月 日	円	有・無
11			年 月 日	円	有・無
12			年 月 日	円	有・無
13			年 月 日	円	有・無
14			年 月 日	円	有・無
15			年 月 日	円	有・無
16			年 月 日	円	有・無

17		年 月 日	円	有・無
18		年 月 日	円	有・無
19		年 月 日	円	有・無
20		年 月 日	円	有・無
合 計			円	

※注 出資持分の放棄、払戻、譲渡、相続、贈与があった際には、出資者名簿の書き換えを行うこと。

附則様式第 4 (附則第58条第 1 項関係)

移行計画変更認定申請書

厚生労働大臣 殿

年 月 日

法人所在地
法人名
代表者の氏名

印

年 月 日付け番 号の良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の 3 第 1 項の認定について、下記のとおり変更したいので、同法附則第10条の 4 第 1 項の認定を申請します。

記

附則様式第 5 (附則第60条第 1 項から第 3 項まで関係)

実施状況報告書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

法人所在地
法人名
代表者の氏名

印

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の 8 の規定により、下記のとおり移行計画の実施状況を報告します。

記

1 実施状況報告の種別 () 医療法施行規則附則第60条第 1 項に基づく報告

() 同条第 2 項に基づく報告
(移行計画の認定を受けた旨の定款変更)

() 同条第 2 項に基づく報告
(新医療法人へ移行する旨の定款変更)

() 同条第 3 項に基づく報告
報告が必要となった理由が生じた日 年 月 日

2 報告が必要となった理由が生じた日

3 新医療法人への移行の進捗状況等

附則様式第6 (附則第60条第3項第2号関係)

法人名:

出 資 持 分 の 状 況 報 告 書

No.	出 資 者 名	出 資 額 A	出資持分評価額 B	出資割合 (%) C	持分放棄額 D	持分払戻額 E	持分譲渡額 F	基金拠出額 G	合 計 D+E+F+G=H
1		円	円	%	円	円	円	円	円
2		円	円	%	円	円	円	円	円
3		円	円	%	円	円	円	円	円
4		円	円	%	円	円	円	円	円
5		円	円	%	円	円	円	円	円
6		円	円	%	円	円	円	円	円
7		円	円	%	円	円	円	円	円
8		円	円	%	円	円	円	円	円
9		円	円	%	円	円	円	円	円
10		円	円	%	円	円	円	円	円
11		円	円	%	円	円	円	円	円
12		円	円	%	円	円	円	円	円
13		円	円	%	円	円	円	円	円
14		円	円	%	円	円	円	円	円
15		円	円	%	円	円	円	円	円
16		円	円	%	円	円	円	円	円
17		円	円	%	円	円	円	円	円
18		円	円	%	円	円	円	円	円
19		円	円	%	円	円	円	円	円
20		円	円	%	円	円	円	円	円
計		円	円	%	円	円	円	円	円

出資持分の放棄・払戻・譲渡・相続・贈与・基金拠出の内容等

注 「出資持分の放棄・払戻・譲渡・相続・贈与・基金拠出の内容等」欄には、異動の日付け、内容、理由等について具体的に記載すること。

附則様式第7 (附則第60条第4項関係)

出資持分の放棄申出書

年 月 日

法人所在地:

法人名:

代表者の氏名:

住所

氏名

印

私は、下記のとおり出資に係る持分及びこれに基づく一切の請求権を放棄します。

記

1 出資先: (法人名)

2 出資者名:

3 出資時期: 年 月 日

4 出資額: 金 円

5 放棄の内容:

6 放棄日:

別表第一中「別表第一(第一条関係)」を「別表第一(第一条の二関係)」に改める。

(外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 臨床修練及び臨床教授等(第四条―第十一条)

第三章 雑則(第十二条)

附則

第一章 総則

第一条の見出しを「病院等の指定等」に改め、同条中「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」を「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」に、「第二条第四号」を「第二条第五号の規定による病院又は診療所の指定及び同条第十三号」に改め、「当該病院」の下に「又は診療所」を加え、同条に次の三項を加える。

2 法第二条第五号の厚生労働省令で定める診療所は、同号の規定により指定を受けた病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所とする。

3 法第二条第十三号の厚生労働省令で定める病院は、次に掲げる病院とする。

一 医学又は歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院

二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四条の二第一項の規定により特定機能病院と称することについての承認を受けた病院

三 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号)第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センター

四 法第二条第十三号の規定により指定を受けた病院との間で緊密な連携体制が確保された病院

4 第二項の診療所が法第二条第五号の規定による指定を受ける場合又は前項第四号の病院が法第二条第十三号の規定による指定を受ける場合には、緊密な連携体制を確保する病院の管理者の同意書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第二条中「第二条第四号の規定により指定した病院」を「第二条第五号に規定する臨床修練病院等」に、「指定病院」を「臨床修練病院等」に改め、「(という。)」の下に「又は同条第十三号に規定する臨床教授等病院(以下「臨床教授等病院」という。)」を加え、「臨床修練」を「同条第四号に規定する臨床修練(以下「臨床修練」という。)」又は同条第十二号に規定する臨床教授等(以下「臨床教授等」という。)」に改める。

第三条中「指定病院」を「臨床修練病院等及び臨床教授等病院」に改め、「臨床修練」の下に「又は臨床教授等」を加える。

第三条の次に次の章名を付する。

第二章 臨床修練及び臨床教授等

第四条の見出し中「許可」を「臨床修練の許可」に改め、同条第二項第一号中「限る。」の下に「次

条第二項第一号において同じ。」を加え、同項第四号を削り、同項第五号中「能力を」の下に「前項に規定する者又は臨床修練病院等の開設者が」を加え、同号を同項第四号とし、同項第六号を第五号とし、同項第七号中「とする病院」を「とする臨床修練病院等」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「とする病院」を「とする臨床修練病院等」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を第八号とし、同条第四項中「第二項第八号」を「第二項第七号」に改める。

第五条を次のように改める。

(臨床教授等の許可の申請手続等)

第五条 法第二十一条の三第一項の規定により臨床教授等の許可を受けようとする者は、様式第一号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 旅券の写し、住民票の写しその他の身分を証する書類の写し

二 外国において医師又は歯科医師に相当する資格を有することを証する書面の写し

三 外国において医師又は歯科医師に相当する資格を取得した後、十年以上、診療に従事したことを明らかにする書類

四 臨床教授等を行うのに必要な医学又は歯科医学に関する知識及び技能を有することを証する書類

五 患者に与えた損害を賠償する能力を前項に規定する者又は臨床教授等病院の開設者が有することを証する書類

六 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能若しくは精神の機能の障害又は麻痺、大麻若しくはあへんの中毒者であるかにかんする事項を記載した医師（外国において医師に相当する資格を有する者を含む。）の診断書（前項に規定する者が自ら作成したものを除く。）

七 臨床教授等を行うおとする臨床教授等病院の名称並びに臨床教授等病院ごとの臨床教授等の分野、期間及び受入れに関する業務を統括管理する臨床教授等責任者の氏名を記載した臨床教授等計画書

八 臨床教授等を行うおとする臨床教授等病院の長及び受入れに関する業務を統括管理する臨床教授等責任者の承諾書

九 許可証用写真一葉

三 第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

四 臨床教授等外国医師又は臨床教授等外国歯科医師（以下「臨床教授等外国医師等」という。）は、臨床教授等計画書に記載した事項に変更を生じたときは、直ちに変更後の臨床教授等に係る第二項第八号の承諾書を添えて届け出なければならない。

第五条の次に次の三条を加える。

（法第三条第二項第一号及び第二十一条の三第二項第一号口の厚生労働省令で定める者）

第五条の二 法第三条第二項第一号口及び第二十一条の三第二項第一号口の厚生労働省令で定める者は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七條の二第一項の規定により証明書が交付されている者とする。

（臨床修練の許可の有効期間に係る更新の申請手続）

第五条の三 法第三条第六項の規定により許可の有効期間の更新を申請しようとする者は、様式第二号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 第四条第二項第一号、第四号及び第六号から第八号までに掲げる書類

二 法第四条第一項の臨床修練許可証（第六条及び第七條第一項において「臨床修練許可証」という。）

三 有効期間を更新することについて正当な理由があることを明らかにすることができる書類

三 第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

（臨床教授等の許可の有効期間に係る更新の申請手続）

第五条の四 法第二十一条の七第一項において読み替えて準用する法第三条第六項の規定により許可の有効期間の更新を申請しようとする者は、様式第二号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 第五条第二項第一号、第五号及び第七号から第九号までに掲げる書類

二 法第二十一条の七第一項において読み替えて準用する法第四条第一項の臨床教授等許可証（次条及び第七條第一項において「臨床教授等許可証」という。）

三 有効期間を更新することについて正当な理由があることを明らかにすることができる書類

三 第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

六 第六条中「法第四条第一項の臨床修練許可証（以下「許可証」という。）」を「臨床修練許可証及び臨床教授等許可証」に、「様式第二号」を「様式第三号」に改める。

七 第七条第一項中「臨床修練外国医師等」の下に「又は臨床教授等外国医師等」を加え、「許可証」を「臨床修練許可証又は臨床教授等許可証（以下「許可証」という。）」に改め、同条第二項中「様式第三号」を「様式第四号」に改める。

八 第八条第一項中「臨床修練外国医師等」の下に「又は臨床教授等外国医師等」を加え、同条第二項中「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同条第三項及び第四項中「臨床修練外国医師等」の下に「又は臨床教授等外国医師等」を加える。

九 第九条中「臨床修練外国医師等」の下に「又は臨床教授等外国医師等」を、「臨床修練」の下に「又は臨床教授等」を加える。

第十条及び第十一条を次のように改める。

（総括臨床修練指導医等及び総括臨床教授等責任者）

第十条 臨床修練病院等の長は、当該臨床修練病院等における臨床修練の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、臨床修練指導医等のうちから一人を総括臨床修練指導医若しくは総括臨床修練指導歯科医又は総括臨床修練指導者として選任するものとする。

二 臨床教授等病院の長は、当該臨床教授等病院における臨床教授等の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、臨床教授等責任者のうちから一人を総括臨床教授等責任者として選任するものとする。

（臨床修練証明書）

第十一条 臨床修練外国医師等は、様式第六号により、臨床修練病院等の長及び厚生労働大臣に対し、当該臨床修練外国医師等が法に基づき臨床修練を行った旨の証明を求めることができる。

第十一条の次に次の章名を付する。

第三章 雑則

第十二条を次のように改める。

（期限の特例）

第十二条 第八条第四項に規定する返納の期限が行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項に規定する行政機関の休日当たるときは、行政機関の休日の翌日をもつてその期限とみなす。

第十三条から第十六条までを削る。

様式第一号から様式第六号までを次のように改める。

写真
photo
40mm×30mm

收入印紙欄

revenue stamp

※許可番号	
※許可年月日	

APPLICATION FOR PERMISSION FOR ADVANCED CLINICAL TRAINING / CLINICAL TEACHING AND RESEARCH

Under the provisions of the Law concerning the Exceptional Cases of the Medical Practitioners' Act, Article 17, on the Advanced Clinical Training of Foreign Medical Practitioners, etc., I hereby apply for permission for advanced clinical training or clinical teaching and research, and submit the necessary documents.

目 的／Purpose		☐ 臨床修練／Advanced clinical training ☐ 臨床教授／Clinical teaching ☐ 臨床研究／Clinical research		
国 籍 Nationality		生年月日 Date of birth	年 Year	月 日 Month Day
氏 名 Name	原語表記 in the original letters			
	英語表記 in English			
	日本語表記（カタカナ） in Japanese Katakana			
性 別／Sex		☐ 男／Male ☐ 女／Female		
出生地／Place of birth				
本国における居住地 Home town/city				
日本における居住地 Address in Japan				
電話番号／Telephone No.				
臨床修練又は臨床教授等終了後の予定 Plans after the advanced clinical training or clinical teaching and research		☐ 帰国／Return to your country 勤務予定先／Intended place of work _____ ☐ その他／others _____ ()		

外国医師（歯科医師・看護師等） 資格 Foreign license of medical practitioner (dental practitioner・nurse)	資格を取得した外国の国名		
	Country where the license is obtained		
	資格を取得した年月日		年 月 日
	Date when the license is obtained		Year Month Day
	資格の名称 Name of the license	原語表記 in the original letters	
英語表記 in English			
日本語表記（カタカナ） in Japanese Katakana			
日本国及び外国において 欠格事由に該当しない旨の申述 Declaration that applicant has not come under grounds for disqualification in Japan or overseas	成年被後見人又は被保佐人であることの有無 An adult ward or a person under curatorship	☐ なし／No ☐ あり／Yes	
	罰金以上の刑に処せられたことの有無 Fine or severer punishment	☐ なし／No ☐ あり／Yes 具体的内容／Details ()	
	医業停止等の行政処分を受けたことの有無 license suspension	☐ なし／No ☐ あり／Yes 具体的内容／Details ()	
	医事に関し、犯罪又は不正の行為を行ったことの有無 Criminal records concerning medical affairs	☐ なし／No ☐ あり／Yes 具体的内容／Details ()	

以上の記載内容は事実と相違ありません。

I hereby declare that the statement given above is true and correct.

年 月 日
Year Month Day

- (注 意) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
(Remarks) Use the paper of Japan Industry Size A4.
2. ※印の欄には、記入しないこと。
Column with ※sign is for official use only.
3. 黒ボールペンを用い、かい書又はブロック体ではっきり記入すること。
Write clearly in block letters with ball-point pen.
4. 収入印紙には、消印をしないこと。
Don't seal the revenue stamp.
5. 指示のない欄は日本語又は英語で記入すること。
Fill in Japanese or English except in indicated cases.

様式第二号 (第五条の三第一項及び第五条の四第一項関係)

写 真 photo 40mm×30mm	収 入 印 紙 欄 revenue stamp	※許可番号	
		※許可年月日	

臨 床 修 練 / 臨 床 教 授 等 許 可 更 新 申 請 書
APPLICATION FOR RENEWAL OF EFFECTIVE TERM OF PERMISSION FOR ADVANCED CLINICAL TRAINING
/ CLINICAL TEACHING AND RESEARCH

厚生労働大臣 殿
To: Minister of Health, Labour and Welfare

外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律の規定に基づき、関係書類を添えて臨床修練又は臨床教授等の許可の有効期間の更新を申請します。

Under the provisions of the Law concerning the Exceptional Cases of the Medical Practitioners' Act, Article 17, on the Advanced Clinical Training of Foreign Medical Practitioners, etc., I hereby apply for renewal of the effective term of the permission for advanced clinical training or clinical teaching and research, and submit the necessary documents.

許可番号 Permission No.		許可年月日 Date of permission	年 月 日 Year Month Day
目 的 / Purpose		☐ 臨床修練 / Advanced clinical training ☐ 臨床教授 / Clinical teaching ☐ 臨床研究 / Clinical research	
国 籍 Nationality		生年月日 Date of birth	年 月 日 Year Month Day
氏 名 Name	原語表記 in the original letters		
	英語表記 in English		
	日本語表記 (カタカナ) in Japanese Katakana		
日本における居住地 Address in Japan			
電話番号 / Telephone No.			
更新の理由 Reason for renewal			
臨床修練又は臨床教授等終了後の予定 Plans after the advanced clinical training or clinical teaching and research		☐ 帰国 / Return to your country 勤務予定先 / Intended place of work _____ ☐ その他 / others ()	

日本国及び外国において 欠格事由に該当しない旨の申述 Declaration that applicant has not come under grounds for disqualification in Japan or overseas	成年被後見人又は被保佐人であることの有無 An adult ward or a person under curatorship	☐ なし / No ☐ あり / Yes
	罰金以上の刑に処せられたことの有無 Fine or severer punishment	☐ なし / No ☐ あり / Yes 具体的内容 / Details ()
	医業停止等の行政処分を受けたことの有無 license suspension	☐ なし / No ☐ あり / Yes 具体的内容 / Details ()
	医事に関し、犯罪又は不正の行為を行ったことの有無 Criminal records concerning medical affairs	☐ なし / No ☐ あり / Yes 具体的内容 / Details ()

以上の記載内容は事実と相違ありません。

I hereby declare that the statement given above is true and correct.

年 月 日
Year Month Day

(注 意) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

(Remarks) Use the paper of Japan Industry Size A 4.

2. ※印の欄には、記入しないこと。

Column with ※sign is for official use only.

3. 黒ボールペンをを用い、かい書又はブロック体ではっきり記入すること。

Write clearly in block letters with ball-point pen.

4. 収入印紙には、消印をしないこと。

Don't seal the revenue stamp.

5. 指示のない欄は日本語又は英語で記入すること。

Fill in Japanese or English except in indicated cases.

様式第三号 (第六条関係)

(表面)

外国医師 (外国歯科医師・外国看護師等) Foreign Medical Practitioner (Foreign Dental Practitioner・Foreign Nurse)			
臨床修練許可証／臨床教授等許可証 CERTIFICATE OF PERMISSION OF ADVANCED CLINICAL TRAINING / CLINICAL TEACHING AND RESEARCH			
許可の種別 Type of Permission		☐ 臨床修練／Advanced Clinical Training ☐ 臨床教授等／Clinical Teaching and Research	
国籍 Nationality			
氏名 Name	(ローマ字) (in Roman Letters)		
	(カタカナ) (in Japanese Katakana)		
許可番号 (Permit No.)		許可年月日 Date of Permit	年 月 日 Year Month Day
写真 photo	許可の期限 Term of Permission	年 月 日 Until Year Month Day	
	厚生労働大臣 Minister of Health, Labour and Welfare		
公印			

(裏面)

(注意事項) (Remarks)	
1. 臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等は、厚生労働大臣の指定する病院又は診療所において臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者の実地の指導監督の下に臨床修練を行わなければならない。 Foreign medical practitioners, dental practitioners or nurses are permitted for advanced clinical training, only under the tuition and supervision of clinical instructors in the hospitals or clinics designated by the Minister of Health, Labour and Welfare.	
2. 臨床教授等外国医師又は臨床教授等外国歯科医師は、厚生労働大臣の指定する病院において臨床教授等を行わなければならない。 Foreign medical practitioners or dental practitioners are permitted for clinical teaching and research, only in the hospitals designated by the Minister of Health, Labour and Welfare.	
3. 許可の条件は、次のとおりとする。 Conditions of permission is as follows.	
[	
4. 外国医師又は外国歯科医師は、処方せんの交付を行うことができない。 Foreign medical practitioners or dental practitioners are not permitted to issue prescriptions.	
5. 外国医師若しくは外国歯科医師又は外国看護師等は、臨床修練又は臨床教授等を行う時、この許可証を見やすい位置に着用しなければならない。 During clinical training or clinical teaching and research, foreign medical practitioners, dental practitioners or nurses must wear this certificate at a visible place.	

様式第四号 (第七条第二項関係)

※許可番号		※書換交付年月日	
-------	--	----------	--

臨床修練許可証／臨床教授等許可証書換え交付申請書

APPLICATION FOR REWRITING CERTIFICATE OF PERMISSION OF ADVANCED CLINICAL TRAINING / CLINICAL TEACHING AND RESEARCH

許可証の種別 Type of Certification of Permission	☐ 臨床修練許可証 Certification of Permission of Advanced clinical training				
	☐ 臨床教授等許可証 Certification of Permission of Clinical teaching and research				
許可番号 Permit No.		許可年月日 Date of Permit	年 Year	月 Month	日 Day

変更を生じた事項

Items to change

	変 更 前 before Change	変 更 後 after Change
国 籍 Nationality		
氏 名 Name (原語) (in Original Letters)		
(ローマ字) (in Roman Letters)	(Last) (First) (Middle)	(Last) (First) (Middle)
(カタカナ) (in Japanese Katakana)	(Last) (First) (Middle)	(Last) (First) (Middle)
変更の事由 Reason for Change		

上記により、関係書類を添えて許可証の書換え交付を申請します。

As mentioned above, I hereby apply for rewriting the Certificate of Permission, and submit the necessary documents.

日本における居住地 Present Address in Japan	c/o 方		
電 話 番 号 Tel. No.	()		
氏 名 Name	(原語) (in original Letters)		
	(ローマ字) (in Roman Letters) (Last) (First) (Middle)		
	(カタカナ) (in Japanese Katakana) (Last) (First) (Middle)		
生 年 月 日 Date of Birth	年 Year	月 Month	日 Day

厚生労働大臣

殿

To: Minister of Health, Labour and Welfare

(Date) 年 月 日
Year Month Day署名
Signature

様式第五号 (第八条第二項関係)

※許可番号

※再交付年月日

臨床修練許可証/臨床教授等許可証再交付申請書

APPLICATION FOR REISSUE OF CERTIFICATE OF PERMISSION OF ADVANCED CLINICAL TRAINING / CLINICAL TEACHING AND RESEARCH

許可証の種別 Type of Certification of Permission	☐ 臨床修練許可証 Certification of Permission of Advanced clinical training ☐ 臨床教授等許可証 Certification of Permission of Clinical teaching and research
許可番号 Permit No.	許可年月日 Date of Permit 年 月 日 Year Month Day

国 籍 Nationality	出 生 地 Place of Birth
--------------------	-------------------------

氏 名 (原語)(in Original Letters)			
(ローマ字) (in Roman Letters)	(Last)	(First)	(Middle)
(カタカナ) (in Japanese Katakana)	(Last)	(First)	(Middle)

性 別 Sex	男 Male	女 Female
------------	-----------	-------------

生 年 月 日 Date of Birth	年 月 日 Year Month Day
--------------------------	-------------------------

上記の許可証を(破つた・汚した・失つた)ので、関係書類を添えて許可証の再交付を申請します。
I hereby apply for the reissue of the Certificate of Permission, and submit the necessary documents.

日本における居住地 Present Address in Japan	c/o 方
電 話 番 号 Tel. No.	()
氏 名 Name	(原語) (in Original Letters) (ローマ字) (in Roman Letters) (Last) (First) (Middle) (カタカナ) (in Japanese Katakana) (Last) (First) (Middle)
生 年 月 日 Date of Birth	年 月 日 Year Month Day

厚生労働大臣 殿
To: Minister of Health, Labour and Welfare

(Date) 年 月 日
Year Month Day

署 名
Signature

様式第六号（第十一条関係）

臨床修練証明書
CERTIFICATE OF ADVANCED CLINICAL TRAINING国 籍 出生地
Nationality Place of Birth氏名（原語）
(in Original Letters)(Name)
(ローマ字)
(in Roman Letters) (Last) (First) (Middle)生年月日 年 月 日
Date of Birth Year Month Day

上記の者は、次のとおり、臨床修練を行った者であることを証明する。

This is to certify that the person mentioned above received the advanced clinical training, as follows.

1. 臨床修練を行った病院の名称
Name of hospital in which he/she has received advanced clinical training
2. 臨床修練の内容
Details of advanced clinical training
3. 臨床修練の期間
Term of advanced clinical training

(Date) 年 月 日
Year Month Day病院の長 印
President of Hospital臨床修練指導医（指導歯科医・指導者） 印
Clinical Instructor

上記の者は、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第 17 条等の特例等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、臨床修練の許可を受けた者であることを証明する。

This is to certify that under the provision of Article 3, Paragraph 1 of the Law concerning the Exceptional Cases of the Medical Practitioners Act, Article 17, on the Advanced Clinical Training of Foreign Medical Practitioners, etc., the person mentioned above was granted permission for advanced clinical training.

(Date) 年 月 日
Year Month Day厚生労働大臣
Minister of Health, Labour and Welfare

印

様式第七号から様式第九号までを削る。

第三條 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正
(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項第一号中「第三十條の十二第一項」を「第三十條の十七第一項」に改める。

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第四條 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一表「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第二十九号)」の項中「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」を「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」に改め、「第十一條第一項」の下に「及び第二十一條の六」を加える。

(高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正)

第五條 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成二十二年厚生労働省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項第十号を次のように改める。

十 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則第一條第一項

(厚生労働省組織規則の一部改正)

第六條 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

第十四條第二項第二号中「外国医師の臨床修練」を「外国医師等の臨床修練及び臨床教授等」に改め、「病院」の下に「又は診療所」を加え、「臨床修練の許可及び臨床修練指導医の認定」を「並びに臨床修練及び臨床教授等の許可」に改め、「こと」の下に「(他課の所掌に属するものを除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十六年における第一條の規定による改正後の医療法施行規則(以下この項において「新規則」という。)第三十條の三十三の三に規定する病床機能報告に係る新規則第三十條の三十三の六第一項の規定の適用については、同項中「同月三十一日」とあるのは、「十一月十四日」とする。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

入院患者に 提供する医 療の内容			
五 手術の実施状況 イ 手術の総件数及びその臓器別 の内訳 ロ 全身麻酔の手術の件数及びそ の臓器別の内訳 ハ 胸腔鏡下手術の実施件数 ニ 腹腔鏡下手術の実施件数 ホ 内視鏡手術用支援機器加算の 算定件数	病棟	病棟	
規則第三十条の三十三の 六第三項に規定するレセ プト情報による方法（以下 「レセプト情報による 方法」という。）	フ ア イ ル 等 に 記 録 す る 方 法	（ii）十六列以上六十四列未満 の検出器を有するコン ピュータ断層撮影装置の数 （iii）十六列未満の検出器を有 するコンピュータ断層撮影 装置の数 （7）磁気共鳴画像診断装置の数 （i）静磁場強度が三テスラ以 上の磁気共鳴画像診断装置 の数 （ii）静磁場強度が一・五テス ラ以上三テスラ未満の磁気 共鳴画像診断装置の数 （iii）静磁場強度が一・五テス ラ未満の磁気共鳴画像診断 装置の数 （8）血管連続撮影装置の数 （9）SPECT装置の数 （10）PET装置の数 （11）強度変調放射線治療（IM RT）を行うための機器の数 （12）遠隔操作式密封小線源治療 装置の数 （13）患者の退院後の療養に必要 な保健医療サービス又は福祉 サービスを提供する者との連 携を行う部門の設置の有無及 び当該部門の構成員の数	

六 がん、脳卒中、心筋梗塞その他の疾患の治療状況 イ 悪性腫瘍手術の実施件数 ロ 病理組織標本の作製件数 ハ 術中迅速病理組織標本の作製件数 ニ 放射線治療の実施件数 ホ 化学療法の実施件数 ヘ がん患者指導管理料1及び2の算定件数 ト 抗悪性腫瘍剤局所持続注入の実施件数 チ 肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入の実施件数 リ 分岐の実施件数 ヌ 超急性期脳卒中加算の算定件数 ル 脳血管内手術の実施件数 ヲ 経皮的冠動脈形成術の実施件数 ワ 入院精神療法(1)の算定件数 カ 精神科リハビリテーション加算の算定件数	病棟	レセプト情報による方法(リ)にあつては、ファイイル等に記録する方法)
七 重症の患者への対応状況 イ ハイリスク分娩管理加算の算定件数 ロ ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅱ)の算定件数 ハ 救急搬送診療料の算定件数 ニ 観血的肺動脈圧測定の実施件数 ホ 持続緩徐式血液濾過の実施件数 ヘ 大動脈バルーンパンピング法の実施件数 ト 経皮的心肺補助法の実施件数 チ 補助人工心臓・植込型補助人工心臓の実施件数 リ 一日当たりの頭蓋内圧持続測定の実施件数 ヌ 人工心臓の実施件数 ル 血漿交換療法の実施件数 ヲ 吸着式血液浄化法の実施件数 ワ 血球成分除去療法の実施件数 カ 患者の重症度、医療・看護必要度について測定を行っている病棟にあつては、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者の割合	病棟	レセプト情報による方法(カ)にあつては、ファイイル等に記録する方法)

八 救急医療の実施状況 イ 院内トリアージ実施料の算定件数 ロ 夜間休日救急搬送医学管理料の算定件数 ハ 精神科疾患患者等受入加算の算定件数 ニ 救急医療管理加算1及び2の算定件数 ホ 在宅患者緊急入院診療加算の算定件数 ヘ 救急搬送患者地域連携紹介加算の算定件数 ト 地域連携診療計画管理料の算定件数 チ 救命のための気管内挿管の実施件数 リ 体表面ベージング法又は食道ベージング法の実施件数 ヌ 非開胸的心マッソージの実施件数 ル カウンターストックの実施件数 ヲ 心臓穿刺の実施件数 ワ 食道圧直止血チューブ挿入法の実施件数 カ 休日又は夜間に受診した患者の数のうち診察後、直ちに入院となった患者の数のうち救急車の受入件数	病棟(カからタまでにあつては、病院又は診療所)	レセプト情報による方法(カからタまでにあつては、ファイイル等に記録する方法)
九 急性期を経過した患者及び在宅復帰に対する支援の状況 イ 退院調整加算1及び2の算定件数 ロ 救急・在宅等支援病床初期加算及び救急・在宅等支援療養病床初期加算の算定件数 ハ 救急搬送患者地域連携受入加算の算定件数 ニ 地域連携診療計画退院時指導料(Ⅰ)の算定件数 ホ 退院時共同指導料2の算定件数 ヘ 介護支援連携指導料の算定件数 ト 退院時リハビリテーション指導料の算定件数 チ 退院前訪問指導料の算定件数 十 重症患者に対する治療等の実施状況 ロ 中心静脈注射の実施件数 ハ 呼吸心拍監視の実施件数 ハ 酸素吸入の実施件数	病棟	レセプト情報による方法

十一 疾患に依りハビリテーション及び早期のリハビリテーションの状況 イ 疾患別リハビリテーション料の算定件数 ロ 早期リハビリテーション加算の算定件数 ハ 初期加算の算定件数 ニ 摂食機能療法の実施件数 ホ リハビリテーション充実加算の算定件数 ヘ 体制強化加算の算定件数 ト 休日リハビリテーション提供体制加算の算定件数 チ 入院時訪問指導加算の算定件数 リ リハビリテーションの提供を必要とする状態にある患者の割合 ヌ 一日に提供するリハビリテーションについて算定する入院患者一人当たりの平均単位数 ル 一年間における退棟患者数の合計 ヲ 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している病棟にあつては、その患者のうち、入棟時の日常生活機能評価（基本診療料の施設基準等（平成二十一年厚生労働省告示第六十二号）第九の二の②又は同③の①の日常生活機能の評価をいう。以下において同じ。）が十点以上であつた者の数 ワ 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している病棟にあつては、その患者のうち、退棟時（転棟時を含む）の日常生活機能評価が、入棟時に比較して四点以上（回復期リハビリテーション病棟入院料又はリハビリテーション病棟入院料にあつては、二点以上）改善していた者の数	二 一日当たりの観血的動脈圧測定の実施件数 ホ ドレーン法及び胸腔又は腹腔洗浄の実施件数 ヘ 一日当たりの人工呼吸の実施件数 ト 人工腎臓又は腹膜灌流の実施件数 チ 経管栄養カテーテル交換法の実施件数
	病棟
	レセプト情報による方法（リからワまでにあつては、ファイイル等に記録する方法）

十四 病床を有する診療所の機能 イ 往診を行った患者の数 ロ 訪問診療の実施回数 ハ 診療所内及び診療所外での看取りの数 ニ 有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料の算定件数 ホ 病状が急変した患者の入棟件数 ヘ 過去一年間の新規入棟患者のうち、他の急性期医療を行う病院から受入れを行った患者の割合 ト 病床を有する診療所の役割	十三 重度の障害者等の受入状況 イ 難病等特別入院診療加算の算定件数 ロ 特殊疾患入院施設管理加算の算定件数 ハ 超重症児（者）入院診療加算及び準超重症児（者）入院診療加算の算定件数 ニ 強度行動障害入院医療管理加算の算定件数	十二 長期療養患者の受入状況 イ 療養病棟入院基本料 1 及び 2 の算定件数 ロ 褥瘡評価実施加算の算定件数 ハ 褥瘡処置の実施件数 ニ 重症皮膚潰瘍管理加算の算定件数
	病棟	病棟
	レセプト情報による方法	レセプト情報による方法

附 則

当分の間、第一欄第五号、第六号（リに係る部分を除く）、第七号（カに係る部分を除く）、第八号（カからタまでに係る部分を除く）、第九号、第十号、第十一号（リからワまでに係る部分を除く）、第十二号、第十三号及び第十四号（ニに係る部分に限る。）に掲げる報告内容に係る第一欄に掲げる報告単位については、同欄中「病棟」とあるのは、「病院又は診療所」とする。